

**千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業委託  
プロポーザル募集要項**

**1 業務名**

千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業委託

**2 業務目的・内容**

「千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業委託 仕様書」のとおり

**3 委託期間**

契約締結日から令和9年3月31日まで

**4 委託金額の上限**

6,212千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、令和8年度当初予算案が成立することを前提としたものである。このため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約締結しない場合がある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

**5 実施方法**

企画提案を募り、審査により契約の相手方を決定し、千葉県の委託事業として実施する。

**6 応募資格**

応募手続に参加し、企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## 7 応募方法等

### (1) 提出物（電子データによる）

- ア 申込書（様式1）
  - イ 団体概要（様式2）
- 次の資料を添付すること。
- ・定款又は規約
  - ・直近2事業年度の事業報告書、決算書
- ウ 企画提案書（様式3）
  - エ 経費の見積書（様式4）
- ※委託に係る全ての費用を含むこと。
- オ 確認書（様式5）

#### ※ 注意事項

各書類の順番が提出物のア～オの順になるように、申込書（様式1）を表紙とし、ファイル名の先頭に1～5を付した上で文書名をつけ、zipファイルにして提出すること。なお、各文書のファイル形式は、PDFとすること。

また、特殊なフォントや機種依存文字を使用した場合、県では読めない場合があることに留意すること。

### (2) 応募方法

#### ア 提出方法 電子申請システムの応募フォームから応募

[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=54640](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54640)

#### イ 提出先 千葉県健康福祉部高齢者福祉課 法人指導班

#### ウ 提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時（必着）

※ 未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず失格として取り扱う。

## 8 質問の受付及び回答

本件に関する質問については、次のとおり対応する。

### (1) 質問方法

質問書（様式6）を電子メールで送付すること。

ただし、提案の状況、審査委員会の委員等に関する質問は受け付けない。

※ 電話による到達確認を行うこと。

※ 件名に「【高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修】質問書の送付」と記載すること。

### (2) 受付期限 令和8年2月18日（水）午後5時まで

### (3) 送付先 千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 法人指導班

電子メール koure17@mz.pref.chiba.lg.jp

### (4) 回答 質問に対する回答は、隨時、千葉県ホームページにおいて公表する。

## 9 審査

### (1) 審査方法

審査委員会において、企画提案書、それに基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀提案者を選定し、当該提案者を受託候補者として決定する。

なお、応募が1者のみの場合は、書面による審査を実施する。

### (2) 審査基準

上記の審査は、下表の審査基準に基づき総合的に行うものとする。

評価項目	評価基準
研修に対する認識	① 提案の内容が本事業の意図と合致しているか。 ②高齢者権利擁護・身体拘束廃止について、精通し、かつ、的確な認識や豊富な知識を有しているか。
同種事業に関する実績	③同種の事業の実績を豊富に有しているか。
委託業務実施体制	④業務を実施できる組織や体制が整っているか。
研修内容	⑤開催場所が適当か。 ⑥研修内容が目的を達成できるカリキュラムとなっているか。 ⑦研修内容に適した講師を選定し、招聘できる見込みはあるか。 ⑧研修内容に具体的な事例が盛り込まれているか。
経費等	⑨見積について、適正な算定方法と認められ、かつ、金額は妥当か。 ⑩スケジュールは妥当か。

### (3) その他

審査委員会は非公開とし、内容の照会等には応じない。

## 10 結果通知

審査結果については、審査委員会開催後に、前記の審査に参加した全ての企画提案者に文書で通知するとともに、千葉県ホームページにて最優秀提案者を公表する。

なお、審査結果に関する問い合わせについては、一切対応しない。

## 1.1 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格のない者が企画提案書を提出した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

## 1.2 契約

- (1) 千葉県は、審査により決定した受託候補者と企画提案書等を基に業務内容を協議し、業務委託仕様書を作成した上で、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）に定める契約手続により、委託契約を締結する。
- (2) 契約に当たっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、受託者は契約保証金（契約金額の百分の十以上）を納付しなければならない。なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。
- (3) 10に規定する最優秀提案者の通知・公表後であっても、受託候補者が6の各号で示した応募資格のいずれかの要件を欠くに至った場合（従前から要件を満たしていなかったことが判明した場合を含む。）は、その者とは契約の締結を行わない。
- (4) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、書面により千葉県の承諾を得たときはこの限りでない。

## 1.3 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、千葉県が必要とする場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は一切返却しない。
- (5) 本案件に係る行政文書の開示請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき提出案件を開示する場合がある。
- (6) 本業務に係る図版等の使用に当たっては、企画提案者において、その使用権、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得る必要がある。
- (7) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

#### 14 問い合わせ先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎12階

千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 法人指導班 担当：島田

TEL 043-223-2350

FAX 043-227-0050

電子メール koure17@mz.pref.chiba.lg.jp